

保税蔵置場の許可期間の更新について

関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和2年10月8日

大阪税関長 小林一久

被許可者の名称及び住所	保税蔵置場の名称及び所在地	更新した期間
大阪港埠頭ターミナル株式会社 大阪府大阪市港区港晴5丁目1番12号	大阪港埠頭ターミナル株式会社 W-51野積場 大阪府大阪市此花区北港2丁目1番	自 令和2年11月1日 至 令和8年10月31日
富士興業株式会社 大阪府大阪市此花区島屋6丁目1番130号	富士興業株式会社 1号倉庫 大阪府大阪市此花区島屋6丁目1番130号	自 令和2年11月1日 至 令和8年10月31日
株式会社和泉製氷冷蔵工場 大阪府泉大津市高津町14番33号	株式会社和泉製氷冷蔵工場 泉佐野第2センター 大阪府泉佐野市住吉町7番2号、9番1号	自 令和2年11月1日 至 令和8年10月31日
福源商事株式会社 大阪府岸和田市内畠町2048	福源商事株式会社 大阪府岸和田市内畠町2048	自 令和2年11月1日 至 令和8年10月31日
高岡冷蔵株式会社 富山县高岡市下黒田777番地	高岡冷蔵株式会社 富山工場 富山县富山市西二俣91番1	自 令和2年11月1日 至 令和8年10月31日